



削除申出窓口があります

SNSなどを運営する大規模プラットフォーム事業者に対して、インターネット上の誹謗中傷等に関する削除申出窓口の公表等が義務付けられています。

大規模プラットフォーム事業者の主な義務

- **削除申出窓口の整備・公表**
権利侵害情報の削除申出窓口を定めて、公表する義務
- **侵害情報に関する調査の実施**
権利侵害に当たるか、遅滞なく必要な調査を行う義務
- **申出者に対する通知**
申出に対して、原則7日間以内に措置の有無等を通知する義務

SNSに
誹謗中傷の投稿をされた。



掲示板サイトに
個人情報を書き込まれた。

このような情報を

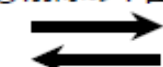
削除してほしい！

削除申出の
流れ

被害者



②削除の申出



③-1対応結果
の通知

大規模な
プラットフォーム
事業者等



発信者



①投稿

③-2削除の通知

大規模プラットフォーム事業者の削除申出窓口及び削除基準は**こちら**

(総務省ウェブサイト)



具体的な削除依頼の手順については**こちら**も御参照ください
(法務省ウェブサイト)

サイバーセンター公式「X」(旧Twitter)

兵庫県警察サイバーセンターではX (旧Twitter) で、サイバー犯罪やサイバーセキュリティの情報をいち早くお届けしています。

https://x.com/HPP_c3division

